

## 第三節 永良部世之主

### 一 永良部世の主

世之主というのは、「もと一国の元首の意だが後に一城の主すなわち按司にいうようになった」と「沖繩語辞典」には述べられている。大按司をテイダまたは世之主とも言ったが、統一国家後は国王も世之主と言っていたから国王や君主のことで、広くは地方の領主、支配者の意にもなっている。

このように世之主とは君主や国王のことであるが、永良部では島主のことであり、しかもあたかも固有名詞であるかのような感を受けるが、それは初代世之主が自決していることと、その遺徳のしからしめるものであろうか。

俗に「世之主加那志」と言うが、それは「某の按司加

那志」とか「殿加那志」、「をなり神加那志」等々と用いられるように「加那志」は人名につく接尾敬称辞であるから、敬称または愛称の意を込めたたえ方であるといえる。

はじめて沖永良部島世之主となった人は、琉球北山王の二男真松千代だといわれている。琉球では七代玉城王のころから政治が衰え、諸按司が服せず分裂の兆しがあつたが、察度王が中央に、大里按司が島尻に、羽地按司が今帰仁により三分の形を示した。それから十二代尚巴志王の時までを三山時代といっているが、このとき与論、沖永良部、徳之島などは北山の領分になっていたのである。

さて「真松千代」の読み方であるが、操担勁編「沖永良部島沿革誌」の序文には「真松千代」と称す、と記されているが「真」は美称辞であるからそのまま「真松千代」と読むのではあるまいか。琉球では「真」とか「真物」とかには傑物とか偉物という意味があるとかで、「真金」とか「真物」などと読む例があるという。

ここでついでに述べると、沖永良部と与論は兄弟島だといわれるが、そのゆえんは沖永良部世之主は「二男で、

与論世之主は三男だからだという俗説があるから、それによるものであろう。たとえそれにしても同腹の兄弟ではなく、いずれも妾腹の生まれで異母兄弟であることに違いない。

宝永七年（一七一〇）沖永良部、与論の与人五人の連署になる藩庁への上書の「世之主に関する記録」によると、大略次のようなことが述べられている。

沖永良部島、本琉球支配のとき、毎村女一人ずつ「ぬる久米」と申す役目の者がおられ建代わり合いの節は琉球に渡り御届け申し上げて「ぬる久米」役を仰せつけられ、朱書印判の書き付けをいただくものであつたが、上城村の「ぬる久米」代わり合いの節（一説には貢納を奉じて）年々十四、五歳の娘を召し連れ渡海いたしたところ、その娘生まれつき美しくその上器量衆人に優れ、国王様のお目に立ち御所望遊ばされたので差し上げましたところ、その後右腹に王子懐妊遊ばされたので「沖祝女」に任ぜられた由である。

沖祝女はお産のため琉球から帰るのであるが、産月になつていたため船中でお産の兆があつたので屋子女母港に入港し大津勘付近でお産をしようとしたが、ここでは

「シニグ祭」で不浄として断られ、次の島尻港でも同様に断られ、やむなく沖泊に入港して下城の「入間」という所でお産をしたそうである。そこで生まれた子が後の世之主で、幼名を「思かまで」と言い、西目で成長し七歳のとき琉球に渡り、（一説には七歳のとき父王に会つたが、まだ若いから十年後に再登城せよと言われたとか）父王から徳之島、沖永良部、与論三島の大親役を命ぜられ、沖永良部へ渡海して玉城村の金之塔に館を構えた。

あるとき、大城村の「川内の百」という者を連れて「与和の海」に漁に出かけたが、その帰り道「川内の百」が、今の世之主神社のある丘を指さして「あそこは大城村の地所ですからあそこに居城を作つてはどうですか」と申し上げたそう、その勧めで実地を検分してみると南は沖繩島から伊平屋島、与論島を、北は徳之島が一目で見渡され、地形が險しくいざというときの守りにもよい所であるので後蘭孫八に築城方をおおせつけ、三年かかって成就したので、移り住んで居城としたとのことである。

「おもろさうし」巻十三の一一四より多とのふしに、次のようなおもしろがある。すなわち、

一、ゑらふ たつあすた 一、永良部発つ 長老たち  
大くすく げらへて 大くすく(城) 造つて

げらへ やり 造つて やりなさい  
おもひくわの おため 思ひ子の おため  
又、はなれたつ あすた 又、離島へ発つ 長老たち  
大くすく 大くすく

とある。通釈すると「離島の沖永良部へ出発する方々大きな城を作ってやりなさい。かわいいお子のために」ということになる。

これからみると、築城の際、琉球から加勢の者が遣わされたことが分かる。一説に、いまの世之主神社の敷地にすでに孫八が築城し居城していたが、世之主が「永良部中で何処でも気に入った所をやるから此処は自分にゆずるように」と、たつての所望だったので世之主に譲り、孫八自身はそれから七日間にわたって島内に城を構える適地を探し求めたあげく、結局いまの「後蘭ウ百」の屋敷を居城と定め、移り住んだとのことであるが、いずれにしても「世之主」と「孫八」との間に、居城をめぐる争いがあったようである。古語に「後蘭孫

八が積み上げた城永良部三十祝女の遊び所」というのがあるが、その歌詞からみて孫八が築城したことは間違いない。

前述のとおり、「応永二年(一二九五)世之主この頃を以て島主に封ぜられるとあり、応永二十三年(一四一六)世之主此の年頃を以て自殺と推定す。」とあるから世之主の在位二十一年間ということになる。その在世のとき三年に一度島中を巡視したが、村役人の者どもが途中お出迎えたという。その行事をシニグ祭りといって、明治三年まで続いたと言ひ伝えられている。このように世之主在世中は、島はよく治まっていたようである。

世之主加那志の御奥方は中山王の姫で、御名前は真照間兼之前と申した。当時琉球では三山互いに威勢を争っていた時勢だったことから考えると、政略結婚によるものではなかったかと思われるが、男二人女一人と、子供にも恵まれ幸福な生活を送っていたのであろう。

世之主の家臣で四天王といわれる者については、世俗でもよく知られているとおりである。すなわち、国頭弥太郎、屋者真三郎、後蘭孫八、西目国内兵衛佐の四名である。「世之主由緒書」の注に「後蘭孫八但し後蘭居

住屋敷今に御座候。屋者真三郎屋者村居住屋敷今に御座候。右二人共長九尺余り大男にて候由、島人や琉球人には孫八、真三郎などと名乗申さず多分日本よりの落人にて世之主へ奉公仕り居る者ではござなく候かと申し伝へ候、委細由緒相知り申さず候」と、孫八と真三郎のことについて記されている。

玉江末駒氏は「沖永良部史稿本」で、「平家の落人の家人の中にてやあらん」と四人の名を連ね、「弥太郎は国頭を領したりと伝ふれど遺跡の見るべきものなし、国頭の人士に弥太と称する者多きは弥太郎に肖るものなり。西目国内兵衛佐は詳に伝ふる所なし。越山の頂上に俗に『ごうじんどう』と称する土を盛りたる古墳二基あり、これ孫八等の主君の墓にあらざるかと述べている。

後蘭の田志木侯に、孫八と国内兵衛佐との先陣争いにちなむ伝承がある。あるとき、世之主から召集令がかかった。越山の城に近い孫八が先にならなければならぬのに、遠くの国内兵衛佐が先方へ行くのを見かけた孫八は一計を思いつき「西目は火事だ」と叫び、国内兵衛佐が振り向いて西目を見る間に馬に一むち与え、先へ追い越そうとした。「西目は火事だ」ということが虚言だと分

かった国内兵衛佐は計られたと思った一瞬、腰の一刀を抜いて孫八めがけて切つてかかった。孫八が身をかわしたので、その刀で切り割ったのが田志木侯のあの大きな岩石であるという。昔は、乗馬のままここは通れなかった。一応下馬して馬を引き、「通ち給り」という口上を言わねば通れなかったというナンギ所であった。

四天王の遺骨は、世之主の墓(ウファ)の四隅にいまも世之主を守る形に安置されている。

黄美留菜津久美という宝刀のこと。

世之主時代、黄美留村に扇子丈という者がいた。釣りをしているとき刀を釣り上げ、所持していた。この宝刀のわけは分からないが、魚を切ればまな板まで切り込むのでそれから秘蔵していたところ、その子がその刀でけがをし、それゆえに相果てたので立腹し、古場野という野原の真石を切ったところ真つ二つに切り割ったので恐れをなし、元の海中に投げ捨ててしまった。ところが、夜な夜な海中で光を放っているのが城から見えるので、世之主が使者を使って取り寄せ秘蔵していた。

そのころ、世之主へ奉公していた島尻村の国吉里主と

いう者が勝負馬を二匹所持していたが、世之主が御所望なされたので一匹は差し上げましようと申し上げると、二匹共にと無理に御所望なさいましたので、里主が申し上げるには「私はこの馬の助けで遠方から城へ参つていきますので一匹は御免下さい」と願い上げたが、世之主はお聞き入れなく二匹とも取り上げてしまった。

後になって、島尻村国吉里主が馬を取り上げられた恨みを含み、中山へ逃げ渡り「私主人には黄美留菜津久美という宝刀、名馬等相備へ中山大王へ謀反の企をしている」と申し上げたところ、中山より使者を差し越し「永良部世之主には宝刀御所持の由と聞いているが御見せ下さるようにな」と言つたので、世之主返答には「私事海外の小島にいて宝刀の扶助で島中を相治めている事ですので差し上げ申すことはできない」と答えた。ところが中山の家臣のうちに智恵のある者がいて、こっそり当島へまゐり奥方へ手を入れ、盗み取り帰国していたことが分かつた。

「琉球では三山時代で、互いに威勢を争い度々合戦があり、北山今帰仁城は中山の尚巴志に滅ぼされ（実は北

山王攀安知の部下本太郎の謀反により）、南山も落城し、中山が全島を統一した。

そこで世之主は頼むものもない小島でうつつとしていたが、折から中山より和睦の使船数隻渡海してきつつあるのが見えたので、使者を「与和の浜」に遣わし、船が征伐のためか、和平のためかを確かめさせることにしたが、恭順を促す和平の使船だったので、使者たちはあんどして出された振る舞いの酒に酔い、帰りが遅くなつた。一方世之主の方では、いまかいまかと使者の帰りを待っているが来ないので、さては征伐の使船で使者の者どもは殺害されたものと思ひ込み、自分か北山王の二男であることや先に国吉里主のざん言のあったことなど思い起こし、そうであれば小島をもつて大国には敵し難しと、すぐに奥方をはじめ御嫡子そのほか無残にもお差し違ひ自害なされたとのことである。一説には和睦の船である場合は白、征伐の船である場合は赤の旗を掲げて知らすことにしてあつたが、使者の者どもが旗を間違えて掲げたためだとの説もある。

この騒動の際、男子三歳の若主一人、女子五歳の者一人乳母真升兼（ますかね）が連れて西原「あがりの百」

の所に逃げたところ、折よく西原村の下に徳之島船が着

船していたので頼み込んで徳之島へ遁走させた。

その後沖永良部は中山領となり、島中何の異状もなく治まったので島役人とも相謀つて、幼主を徳之島から迎えたが幼少の兩人では本城には居住し難く、古城より北に当たる小高い所にお館を構えてここにおらしめた。ここを「直し城」と言う。

王子の子孫成長の上は、中山王取り立てて代々大屋役を仰せ付けられ勤めてきたそう、之により当今私までも島中の者ども大屋役子孫と申しているが、何代勤めたかは詳でない」と、「世之主由緒書」に述べられている。

右女子は、王女であるゆえ妻嫁の相手がなく、古城の下に小庵を建て一生寡婦で世を終わつたそう、その小庵の屋敷はいまでも男子禁戒とのことである。

世之主の墓は和泊町内城小字泉川の部落共有地にある。俗にウファと言っているが、ウファとは直訳すると「お墓」という意である。世之主加那志、奥方、嫡子の御三名の骨ガメが中央に安置され、家臣で四天王と言われる後蘭孫八、西目国内兵衛佐、国頭弥太郎、屋者真三郎の遺骨を納めた骨ガメが死後も主君を囲み守護する

形に配置されている。

この墓の造り方は、方形納骨堂式の掘り込み墓で純琉球式墓地で、こんな墓を沖永良部では「トゥール墓」と呼んでいる。

人間は「死ぬと元に戻る」という琉球の思想に基づくとかで、その外形は女性の股間を形どつたものであるということである。

築造年月日についてはつまびらかでないけれども、世之主死後であることには疑いないが、死後何年ぐらい経て造られたかについても詳しく伝わっていない。

築造に当たつた石工は、琉球から招かれてきた人だということである。世之主の墓築造後、前方にある「チュラドゥール」を築造したといわれるが、この方が美麗でそのために、世之主の墓よりも民間人の墓をよく造つたことをとがめられ、帰琉後石工は処刑されたという口碑も残っている。

世之主の墓の築造には鉄器を使用した痕跡が見えるが、ある民族集団が鉄器を使用し、文字を使用する文化段階に達したのがいつごろだったかを知ること、その歴史の発達段階を知るため重要な契機を把握すること

になるので、世之主の墓に鉄器を使用した痕跡があることは、沖永良部の歴史の發達段階を知るための大きな一つの手掛かりになるのではなからうか。その意味からも貴重な文化財である。

世之主の死はいまから五百七十年ぐらい前の昔である。

### 世之主神社

明治四年（一八七二）廃仏毀釈により世之主城跡にあった禪王寺が廃され、その後世之主神社が建立された。

祭神世之主は十四世紀初めごろの沖永良部島島主で、琉球北山王の二男「真松千代」である。

例祭日は神月（正月、五月、九月）の十七日であるが、世之主の生誕日であるか、命日であるか不詳。

○ 世之主の墓 十首詠 永吉 毅

一 今を去る五百七十余年前

果てし島主の奥津城哀れ

二 いにしえの巨き石工は知らねども

巨岩抉りて墓穴とはせし

三 死に逝けば元に還るの思想とや

女陰を型どる掘込墓これは

四 本つ国琉球に政変ありしといふ

風の便りに嘆き侘びしや

五 軍船かはたまた和睦の舟なるか

沖辺に見ゆる船脚はやし

六 遣わせし家臣等ふるまいの酒に酔い

掲げし旗の主を死なしめき

七 先ず妻子殺めし後に自刃せしと

世之主加那志も老いずして死にき

八 妻子等を従う如く世之主の

骨瓶はあり家臣等に囲われ

九 三年毎のシニグ祭りのその秋は

民と親しく世を語りしと

十 鎮魂の語り悲しくささやくを

聞きおり給うや世之主加那志は

### 二世乃主由緒書（平安統記録）

沖永良部島先主、世之主かなし幼名真松千代（まちじ

よ）王子

右御由緒私先祖より申伝之趣左条之通り。

一、琉球国の儀、往古者中山南山北山と三山為被成御在

城由、北山王の儀は今帰仁（なきじん）城主にて琉球

国の中より国頭（くんぢやん）九ヶ間切其の外、伊江

島、伊平屋島、与論島、沖永良部島、徳之島、大島、

喜界島迄御領分にて御座候由、北山の御二男右真松千

代王子の儀は沖永良部島為御領分被下御渡海の上玉城

村金の塔（ふばとう）え御館を構へ被成候由、左候処、

大城村川内の百と申すもの御召列毎々魚獵に古里村の

下、与和海え御差越海上より右川内の百当今の古城地

を指し、彼地の儀は大城村の地面にて御座候につき、

世乃主かなしの御居城為御築可被遊段申し上候処添被

思召旨の御返答にて、則ち其比後蘭村え居宅を構へ罷

居候後蘭孫八と申すものへ城築方被仰付三年目に城致

成就夫より御居城と相成候。

一、世乃主かなし御奥方の儀は、中山王の姫にて御名前

真照間兼之前と申唱候由

一、本琉球の儀三山御威勢を争ひ度々合戦為之有然処北  
山今帰仁城之儀は中山の大将本部太原と申すものより

被攻亡され南山も落城終には中山一統に相成爲由、右

に就て世乃主かなし事頼むなき小島にて鬱々として被

成御座候折柄中山より和睦の使船數艘渡海有之候由、

未実否御聞届も不被成此方事北山之二男にて候得ば中

山より軍船に相違無之候、左候へば小島を以て大国へ

難敵と直に奥方を始め御嫡子其の外無残御差違へ御自

害の由。

一、右騒動の砌、男子三歳若主一人、女子五歳之者一人

乳母之真升兼（ますかね）と申すもの右御両子列上、

西原村あがれ百所に逃越候折柄西原村の下へ徳之島船

着船いたし居り候を頼人徳之島へ罷渡り已後中山領島

相成島中無異相治り候に付島役共より王子迎として渡

海いたし候に付、御帰島被成候得共幼少両子にて本城

の住居難被成、古城より北に相当り小高き処へ御館を

構へ御直り被成候に付き今に直城（なおしぐすく）と

申唱申し候。

一、右王子の子孫成長の上中山王御取立にて、代々大屋

役仰付相勤来り候由、依之当今私迄も島中のもの其大

屋役子孫と唱申候。尤大屋役何代相勤申候哉不詳候。

右女子の儀王女之故妻嫁に可仕似合無之、古城之下え

結ぶ庵一生寡にて終り候由、右小庵之屋敷于今男子禁戒。

一、黄美留菜津久美と申候宝刀之申伝

世乃主時代、黄美留村へ扇子丈と申すもの罷居しが引差越候処刀一腰つり上げ、宝刀の訳は不相分ものにて魚を切候得はまな板迄切込、夫より秘蔵いたし置き候処、其子右刀を以て怪我仕り夫故相果申候につき立腹し余りに古場野と申野原の真石を切り申候処夜々海中にて光をあらはし候を城より御見届、使者を以て御取寄せ秘蔵相成候由。

一、其比世之主へ奉公仕居申候島尻村住居国吉里主と申者之為勝負馬式匹致所持候につき世之主より御所望被成候に付老疋は進上可仕と申上候ところ式疋共にと無理に所望被為成候処国吉里主より申上候は私事此馬の助を以て遠方より御城へ毎勤仕候儀御座候間老疋は御免し被下度段願上候得共御聞入無之、御取揚相成候に付、国吉恨みを含み中山へ逃渡、私主人には黄美留菜津久美と申候宝刀、名馬等相備へ中山大王へ謀判の企仕申候段申上候処、中山より使者差越、永良部世之主には宝刀御所持之由御聞候間御見せ可被給段被仰下

一、屋者真三郎、但屋者村居住屋敷于今御座候。右一人共に世之主に相对奉公仕申候、老臣と申伝御座候、世人共に長九尺余りの大男にて候由、近年迄世之主墓所へ骨御座候処誠に人の骨などとは見得不申候。島人は琉球人にては孫八、真三郎杯と名乗不申候、多分は日本よりの落人にて、世之主へ奉公仕居為申者共にては無御座候哉と申伝御座候、委細由緒相知り不申候。

一、古城の儀は、島中統一より四季まつり仕来申候。

一、直城の儀は島中勿論当内城村も相構い不申私より四季まつり万事支配仕居申候。

一、北山の古城今帰仁の城下、玉城と申候由、右御一男御渡海の上御館を御構へ被為成候に付当島玉城村と玉城（稲戸部落）

### 三 世之主に関する記録

宝永七年（一七一〇） 沖永良部与人役平安山（大坪氏の祖）与人役貝永久（陽兼良氏の祖） 与人役久米村（前氏の祖） 与人役前里（与論島大野前弘氏の祖） 与人役喜久里（与論麓氏の祖）の五名薩藩の命を受け世之主

候処、世之主御返答には、私事海外の小島に罷居宝刀の扶助にて島中相治罷居申事にて候得者、差上申儀相叶不申段被申断候由、然処中山之家臣共之内智有人陰々当島へ罷後奥方へ手を入窃取帰国為仕由右仕合以後相知れ殊に北山王も落城、宝刀も被盜取旁々付気鬱被成居候折柄中山より数艘船渡海に付き、軍船と御心得御自害の由申伝も御座候。

右の通り私先祖より代々申伝御座候。

夫々書記差上申候 以上

与人格本間切横目勤

内城村居住 平安統

嘉永三年（一八五〇） 戊三月

### 註

一、百と申候は、往古は百家部の頭取仕申候、村役の役名にて候由。

一、のろ久米と申すは女にて村々神まつり仕申候。

村役にて御座候由、奥方へも相对奉公仕為申由、于今

古城之四季まつりに登城仕申候。

一、後蘭孫八、但後蘭村居住屋敷于今御座候。

の由来及制度風俗を調査して五名連署を以て藩庁に上書せし書類に依る世之主の事実を確むべき所以を得べし。道の島与人役の者共金の髪差並に朝衣帯使用の儀内証にて御許被遊候由被仰渡候事承知候右に付申伝候儀共御内意にて申上候

### 覚

沖永良部島本琉球御支配の時毎村女一人宛「ぬる久米」と申役目被召建代り合ひの節は琉球へ罷り渡り御届申上候を以て「ぬる久米」役を被仰付朱書印判の御書付被下申候然るに上城村の「ぬる久米」代り合ひの節年頃十四五歳の娘召連琉球へ渡海致候処右娘生付美々敷其上器量衆人に勝れ国王様の御目に立ち御所望被遊候に付差上申候処其の後右腹に王子懐妊被遊御出生御成人の後沖永良部島被成下御渡海の後内城村へ御城御普請有之世之主と奉称附人其外役々の儀琉球に準じ御召連夫々官位に応じ金銀の髪差朝衣朝冠大帯着用仕候由世之主御在世の時は三年に一度島中御巡視有之村役人の者共其白黒赤の鉢巻木綿白地の胴衣袴着用致途中御迎へに罷出候由今に城籠（シニグ）祭と申伝へ其例有之申候尤も其砌りまでは文字等覚えたるもの無之候哉世之主御子孫断絶の儀確なる

書留等無之候。

与人金髪差相用候由緒存不申候へ共本琉球御支配の節私共先祖の内道の島頭役にて親方官力ナ染鉢巻御免の者も有之御国許蔵入（薩摩支配を指す）に罷成候て本琉球より鉢巻取寄せの儀御差止被遊且又大親役差止められ其子孫の者共過半与人役相勤居申候。

道の島の儀前代には大屋子が頭役の官にて大屋子にも人柄に依て鉢巻の品相変り申候由に候へ共金髪差は何れも相用候由に申伝候事。

一、右之通りにも御座候哉御国元蔵入罷成候て其後大屋子召止められ与人役被仰付鉢巻の位本琉球より取寄せ方差止められ以前の頭役大屋子の用候金髪差を子孫の与人役柄に伝申候由与人役も頭役に候へ共左程品には外に替り不申今に用来り申候由且又御国許蔵入後は道の島本琉球より鉢巻取寄方差止其外諸島本琉球に親しまざる様表向には差止め無之候へ共御趣意の程奉考て本琉球に親類共有之候へ共音信の附届方遠慮致し万端琉球の古風を替へ御国許の御仕置の一筋を専らに相守る可き旨老人共の申伝を私共承り覚へ居り申候。

道の島銀髪差相用候ものは掟(役名)筆子(役名)類

所へ度々申上候事

宝永八卯年御国許書き合ひ一卷

与人	平安山
全	具永久
全	久米村
与論与人	前里
全	喜久里

#### 四 世之主徳之島由緒記

一 首里の主

右前代は本琉球御時代徳之島押役探題として譜代高家の子孫の者大親役と名付けられ居候に付差し渡され子供出生すれば本琉球に罷り渡り官位鉢巻頂戴し御奉公の功勳に依り親の跡役仰付られ勤め来り候もの有之

一 由緒記

一 西の世之主童名思良

右は親首里主跡役、徳之島の主大親役一切相勤候也西日本用人宮城本与人宮澄和瀬の宮可知当俱瀬滝出生の思万行古仲大和瀬事儀間当時の支配方被命右先祖也

の役人前代より用来り候由にて鉢巻の御免しは無之候前代より髪差を以て役々の等下を定め来り申候由尤も髪差の外支度身廻りの様子は無役の者も相替り御座なく候。

朝衣胸衣大帯袴着用仕候儀等祝事又は岐立候砌は持合ひのものは用ひ仕来り島の風俗に存じ仔細何様とも私共存不申候。

一、諸役の外百姓共の儀は公界（クガイ）おもてむき公儀の義（らしき）存候所には袖緒（スデナ）と申事御座候

一、前代は親方位のものも道の島頭役相勤候事別条無之御国許御支配以後は与人役へ御知行被下候且又島中の掟書は御家老中様の御判物の直書頂戴仕候右琉球支配由緒の次第は大島にて頭役の子孫共代々絶え間なく与人役を相勤め来り候者共より御訴訟申上候趣きに付元禄八年亥五月大島の代官伊地知五兵衛殿へ御差上置候御家老様の御判物の書付若し御見合せにも相成候へ者五兵衛殿御取次ぎにて差上置候写所持仕居候ものを差上申候此儀は入らざる申分には候へ共金髪差前代より用可申筈の者道の島頭役相勤夫より段々右申上候

右の通り私共承伝申候道の島老幼の者共又は島々の代官

一 安佐珍童名思弥戸

右親首里主嫡子西の世之主の後当島の主大親役一往は相勤め居り龜徳の佐安元所へ居住致し先妻龜徳ぬるの腹に男子兩人出生致し後妻腹に女子一人出生候也

一 大親役安佐珍病死致候以後沖永良部島詰の主大親首里主より当島へ罷り渡り差引致右後妻と縁組みし龜津へ飯屋相立居住致候処慶長十四年酉二月下旬薩州より琉球御征伐の軍船数隻徳之島龜徳港へ御着船の節御攻め成され候につき右世倅佐武良と捷右弟思真良兼の兩人必死を相極め其時戦死致候右子孫東の主の子本用人大山本与人佐喜真本与人宮里宝里本与人白満本与人佐栄久の元祖也

一 首里主童名思鎌戸と為申由に候

右は沖永良部島詰の主大親役也  
当徳之島の主大親病死につき右跡役召遣はされ候間差引として罷渡り徳之島の主大親後妻に縁付き龜津へ居所の飯屋を相立候此時御国御支配と相成候其節右首里主事は永良部へ詰替へとなる御手に召し付けられ候以後までも有り来り候通り一往は永良部徳之島の両島の差引仰渡され当島へも子供出生致候

右大親役程なく御引役仰せ出られ大親役召し止められ候以後は其子孫共へ用人高官役仰せ付けられ召し仕へらる可き旨仰せ渡され候右の子孫は亀津の本用人大勝子孫の大勝大屋宜内城の池城本の浦浜等の先祖也

右の通り大親役御国許より御引役仰せ出られ候  
一 元和二年丙辰の春初めて御国許より昔は探題に御奉行衆の御功家方より御一人御家来御召列れ当島沖永良部与論の押役として徳之島へ御下り初め沖永良部首里主の立て置かれ候亀津の飯屋へ三年御在勤にて代り合ひ上国相成候

御奉行御役の時島々の御仕置方までも聞召されし由に候御高官務御仕上方は用人役を頭に取り目差掟筆子役より相勤候。

御勘定方に付ては用人より筆子召列れ三年に一度上国仕り御勘定を遂げ候夫より御奉行役を代官役に召し替へられ候節より道の島より用人御勘定上国を召し止められ代官附役の御下を初め御詰込みにて島方代官所に於て御勘定を遂げられ候上古は御奉行衆中古は代官附役衆云々。

## 五 世之主由来与人西平調書

沖永良部琉球御支配の時琉球国は勿論両先島道の島々に至る迄女に「ぬる久米」という役目仰せ建てられ置き節々貢物積み渡り上納仕り「ぬる久米」代り合ひの節は琉球諸司代へ訴へ出跡殿仰付けられ御教書御朱印頂戴仕り来り候由今に御教書を所持する「ぬる久米」罷居候処昔は上城村の沖ぬる琉球渡海の節年頃十四歳に相成候娘一人召列れ渡られ候処生付紅顔美麗氣量勝れ候に付国王様の御氣に叶ひさせられ御所望につき差上帰島仕候、其後右腹に王子御誕生成人の後徳之島大島喜界まで被成下沖永良部島内城に居城構へられ世之主と奉称候処仔細ありて御切腹なされ候由慥かなる書留は御座なく城滅亡の時五六歳又は七八歳に相成候者共親の物語を承り居候と申すを与人西平承はり書留め候までに御座候。

(注) 与人西平とは延享元年(一七四四) 与人になつた仁志平(和氣西亮祖先) のことと思われる。

## 六 世之主の子孫

上城に要氏なる一族あり世之主の裔と称す系図あり。

### 要氏系図

#### 一、高十石

右知行の事其地に於て別而召し仕はへるに依り宛て行ひ畢はんぬ(田坪字別紙に有り) 愈々御奉行を抽んずる者御恩賞有る可き旨仰せ出さるる所なり御目録件の如し。

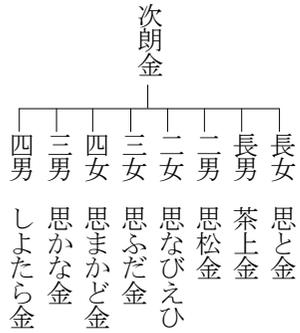
慶長十八年九月二十五日

伊勢兵部大輔貞呂印

三原諸右衛門尉重種印

沖永良部よひと

右の知行拝領の先祖は三島大親子直城の大屋わらべ名の次郎金女房大はんしられ思みつ金



内城宗平安統氏の祖宗豪三代の池城なる人出でて要家を嗣ぎたる確証のあるを以て見れば宗家要家共に世之主の後裔にして要家嫡たるが如し。